点以上九〇〇点未満となるものをⅠの地域八種地、七五〇点以上八五〇点未満となるものをⅠの地域七種地、六五〇点以上七五〇点未満となるものをⅠの地域六種地、五五〇点以上六五〇点未満となるものをⅠの地域五種地、四五〇点以上五五〇点未満となるものをⅠの地域四種地、三五〇点以上四五〇点未満となるものをⅠの地域三種地、二〇〇点以上三五〇点未満となるものをⅠの地域二種地、二〇〇点未満となるもののうち市及び国勢調査令によって調査した令和二年十月一日現在における人口集中地区人口（以下「令和二年人口集中地区人口」という。）を有する町村をⅠの地域一種地とする。

㈢　令和二年人口集中地区人口に係る点数

次の表のＡの区分欄の各区分に対応する算式欄の算式によって算定した数（整数未満の端数があるときはその端数を四捨五入し、当該数が七五に満たないときは当該数を七五とし、当該数が六〇〇を超えるときは当該数を六〇〇とする。）

Ａの区分	算式
［略］	［略］

Ａ／1,000に整数未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。

算式の符号

Ａ　各市町村の令和２年人口集中地区人口に、当該令和２年人口集中地区人口を各市町村の国勢調査令によって調査した令和２年10月１日現在における人口（以下「令和２年人口」という。）で除して得た率（小数点以下２位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）が0.80未満となる市町村にあっては1.00を、当該率が0.80以上1.00未満となる市町村にあっては1.05を、当該率が1.00となる市町村にあっては1.10をそれぞれ乗じて得た数（整数未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）

㈣　経済構造に係る点数

次の表のＢの区分欄の各区分に対応する算式欄の算式によって算定した数（整数未満の端数があるときはその端数を四捨五入し、当該数が負数となるときは当該数を零とする。）

Ｂの区分	算式
［略］	［略］

算式の符号

Ｂ　経済構造（国勢調査令によって調査した令和２年10月１日現在における第二次産業就業者数（産業分類別就業者数のうちＣ鉱業、採石業、砂利採取業、Ｄ建設業及びＥ製造業の数の合計数をいう。）及び第三次産業就業者数（産業分類別就業者数のうちＦ電気・ガス・熱供

点以上九〇〇点未満となるものをⅠの地域八種地、七五〇点以上八五〇点未満となるものをⅠの地域七種地、六五〇点以上七五〇点未満となるものをⅠの地域六種地、五五〇点以上六五〇点未満となるものをⅠの地域五種地、四五〇点以上五五〇点未満となるものをⅠの地域四種地、三五〇点以上四五〇点未満となるものをⅠの地域三種地、二〇〇点以上三五〇点未満となるものをⅠの地域二種地、二〇〇点未満となるもののうち市及び国勢調査令によって調査した平成二十七年十月一日現在における人口集中地区人口（以下「平成二十七年人口集中地区人口」という。）を有する町村をⅠの地域一種地とする。

㈢　平成二十七年人口集中地区人口に係る点数

次の表のＡの区分欄の各区分に対応する算式欄の算式によって算定した数（整数未満の端数があるときはその端数を四捨五入し、当該数が七五に満たないときは当該数を七五とし、当該数が六〇〇を超えるときは当該数を六〇〇とする。）

Ａの区分	算式
［同左］	［同左］

Ａ／1,000に整数未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。

算式の符号

Ａ　各市町村の国勢調査令によって調査した平成27年10月１日現在における人口集中地区人口（以下「平成27年人口集中地区人口」という。）に、当該平成27年人口集中地区人口を平成27年人口で除して得た率（小数点以下２位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）が0.80未満となる市町村にあっては1.00を、当該率が0.80以上1.00未満となる市町村にあっては1.05を、当該率が1.00となる市町村にあっては1.10をそれぞれ乗じて得た数（整数未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）

㈣　経済構造に係る点数

次の表のＢの区分欄の各区分に対応する算式欄の算式によって算定した数（整数未満の端数があるときはその端数を四捨五入し、当該数が負数となるときは当該数を零とする。）

Ｂの区分	算式
［同左］	［同左］

算式の符号

Ｂ　経済構造（国勢調査令によって調査した平成27年10月１日現在における第二次産業就業者数（産業分類別就業者数のうちＣ鉱業、採石業、砂利採取業、Ｄ建設業及びＥ製造業の数の合計数をいう。）及び第三次産業就業者数（産業分類別就業者数のうちＦ電気・ガス・熱供